

# ■福岡県 建築基準法 確認検査申請手数料

令和7年4月1日改正

床面積の合計			建築確認 ・ 計画通知	中間検査	完了検査	
					中間検査無	中間検査有
	$S \leq$	30m <sup>2</sup>	10,000	14,000	15,000	13,000
30m <sup>2</sup>	$< S \leq$	100m <sup>2</sup>	18,000	18,000	19,000	17,000
100m <sup>2</sup>	$< S \leq$	200m <sup>2</sup>	28,000	23,000	24,000	22,000
200m <sup>2</sup>	$< S \leq$	300m <sup>2</sup>	81,000	36,000	40,000	39,000
300m <sup>2</sup>	$< S \leq$	1,000m <sup>2</sup>	90,000	42,000	58,000	55,000
1,000m <sup>2</sup>	$< S \leq$	2,000m <sup>2</sup>	130,000	58,000	80,000	73,000
2,000m <sup>2</sup>	$< S \leq$	10,000m <sup>2</sup>	220,000	100,000	140,000	130,000
10,000m <sup>2</sup>	$< S \leq$	50,000m <sup>2</sup>	300,000	160,000	230,000	210,000
50,000m <sup>2</sup>	$< S$		580,000	330,000	460,000	430,000
種 類			建築確認・計画通知		完了検査	
			確認	変更	単独申請 ・ 建築物と併願申請 (中間検査無の建築物)	建築物と併願申請 (中間検査有の建築物)
昇降機(小荷物専用昇降機を除く)			23,000	11,000	30,000	27,000
小荷物専用昇降機			10,000	7,000	20,000	18,000
工作物			17,000	7,000	工作物完了検査 20,000	

※ 中間検査について <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kenchikubutu-tyukankensa.html>

※ 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市を除く。

## ■福岡県 建築基準法許可申請手数料(抜粋)

令和4年10月1日改正

対象法令	概要	手数料
法7条の6第1項1号	特定行政庁による仮使用の認定	120,000
法7条の6第1項2号	建築主事による仮使用の認定	120,000
法43条第2項第1号	敷地と道路の関係の認定	27,000
法43条第2項第2号	敷地と道路の関係の許可	34,000
法44条第1項2号	公衆便所等道路内の建築	34,000
法44条第1項3号	道路内の建築認定	27,000
法44条第1項4号	公共用歩廊等の道路内建築	160,000
法47条ただし書き	壁面線外の建築	160,000
法48条第1～14項ただし書き	用途地域における建築	180,000
法51条ただし書き	特殊建築物等敷地	160,000
法52条第10、11、14項	容積率の特例	160,000
法53条第4項	建ぺい率の適用除外	34,000
法55条第2項	高さの特例認定	27,000
法55条第3項	高さの許可	160,000
法56条の2第1項ただし書き	日影による高さの許可	160,000
法60条の3第1項ただし書き	特定用途誘導地区の高さの許可	160,000
法85条第6項	仮設建築物の許可(1ヶ月以内)	60,000
法85条第6項	仮設建築物の許可(1ヶ月を超える)	120,000
法85条第7項	仮設建築物の許可(1年を超える)	160,000

※掲載されていない手続きに関する手数料については、「福岡県建築都市関係手数料条例」をご覧ください。

※北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市を除く。